

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名者日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府と中華人民 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	492,000千円 H28.12.31まで	H22. 8.25 北京で (同日)	日本側 丹羽宇一郎在中国 大使 易小準商務部副部 長 中国側	H22.10. 1 424号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。